

〈翻訳〉

フランチェスコ・ベニーニョ「寵臣と大臣——バッキンガムの事例」
（『寵臣と反乱者——バロック政治の諸様式』ブルゾーニ、2011）
Francesco Benigno, “Favorito e ministro: il caso di Buckingham”,
in F. Benigno, *Favoriti e ribelli: stili della politica barocca*
(Rome: Bulzoni, 2011)

喜友名 朝輝・竹下 和亮訳

先の2つの章では、いわゆる「17世紀の危機」^{〔訳注1〕}の時代に人々が同じような動機で反乱に突き動かされたことを、ヨーロッパ全体を視野に入れつつ明らかにしようと試みた。そのさいとくに強調したのは、これら反乱の動機が、君主制統治の新しいモデルの存在（とその発展）という同一の現象に対する、同時並行的な反応として解釈しうるのではないか、ということだった。すなわち、旧大陸に広く普及したこの新しい統治形態が、当時の人々の目に等しく専制的に映った（その真偽はともかく）のである。もちろん、人々がそれに抗議し、最終的に反乱に至ったのは、「鉄の世紀」^{〔訳注2〕}の頂点における軍事面と経済面での厳しい現実があったことも確かである。とはいえ、ヨーロッパ諸君主の統治システムに新たに導入された諸実践に対し、それを断固として拒絶したことこそ、反乱の決定的な原因となったことは間違いない。この新たな統治の諸実践は、歴史家により総じて「非常事態統治」と呼ばれている。そしてまさにそれらの実践の中核にあったのが、政策決定過程と行政機構機能の修正にほかならない。それは何よりも、君主の代理、「もう一人の王（alias rex）」としての寵臣の導入に端を発していた。

この意味において注目すべきは、全能なる大臣（つまり「スペイン風に」言う

ところの寵臣 (validos) を介した17世紀的統治モデルと、寵愛を受けた宮廷人たちが君主のかたわらに伺候する伝統的な形式とはいかなる点で異なっているのかということである。同時に、「三十年戦争」として知られるあの長い戦争の時期の雰囲気なかで、この17世紀的統治モデルが徐々に変化していったことも忘れてはならない。こうした観点からすれば、ジョージ・ヴィリアーズの悲劇的な運命には大いに学ぶべきところがある。ジョージ・ヴィリアーズ、すなわちバッキンガム公は、ジェームズ1世の寵臣でありチャールズ1世の下で強大な権力を握った大臣であったが、宗教のみならず統治形態をも転換しようとしたこと（より明確に言えば「統治における改変と変化 (innovation and change in government) ⁽¹⁾」により)^{〔訳注3〕}、1628年に暗殺されたのだった。そこから2つのきわめて重大な考察が導かれる。

第1に印象的なのはバッキンガムの政治的役割の拡大である。彼がある貴族のグループの手引きでステュアート家のジェームズ1世の私室に通された時、この若者の魅力を利用して王を操ろうとしたこれらの貴族たちにとって、バッキンガムはただの道具に過ぎなかった。しかしヴィリアーズ青年は予想を越えてはるかに抜け目なく、王の寵愛を受けて実際すぐさまその決断力と自立心をいかに発揮していくのである。彼は、自分を君主の寵愛に導いてくれた人々の影響下から抜け出し、国王のパトロネジを巧みかつ精力的に支配しただけでなく、直ちに新たな政治的役割を担い始め、重要な決定事項に介入していった。ここに、新たな政治の主人公が誕生したのである。彼は、若きチャールズ1世とスペイン王女との結婚を進めるためマドリッドに滞在したさい、オリバーレス^{〔訳注4〕}の手法に感服し、それに倣ったのではないとも言われている。さらにバッキンガムは、ジェームズの死後も権力の座にとどまるという極めて困難なことも成し遂げた。彼はジェームズの死によって影響力を低下させることなく、新たな君主に対して新たな形で影響力を維持することにより（その姿はもはや友人でも愛人でもなく、ほとんど父親であった）、それを達成したのである。

第2に印象的なのは、この新たな主人公の登場により王国の指導者層の間に彼

に対する敵意が拡大したこと、そして彼の影響力が拡大してその役割がますます決定的になるにつれて、彼に対する敵意も増大したことである。それゆえバッキンガム暗殺は、宗教戦争期に盛んに論じられた暴君放伐論の色褪せた反復ではなく、逆に、何らかの新しい事態が出現する兆候であった。絶大な権力を持ち、「私的」大臣を通じた統治システムが、なぜ激しく拒絶されたのか、その根本的な理由を理解したければ、バッキンガムの事例を徹底的に探求すべきである。何となれば、このような新たな統治システムに対する反発こそ、17世紀半ばにおけるヨーロッパ諸君主国の政治危機の主要な原因だったからである。

以上に述べたことを、5つの命題に大きく整理してみたい。なおこれらの命題は相互に密接に関連している。第1は、いわゆる「17世紀の全般的な危機」が、厳密に定義された意味において、つまり政治的意味において、実際に存在したということである。この危機は、全般的とは言わなくとも、かなり広範囲に広がった巨大な一つの反乱だと言ってよい。反乱者たちは、多くの人々から専制的とみなされた「非常事態統治」というモデルに対して、またフランスにおいては「絶対権力 (puissance absolue)」^[訳注5] という名で理論化されたものに対して、抵抗したのである。第2は、この「非常事態統治」の形成と普及にとって、寵臣が(17世紀の寵臣政治(valimiento)あるいは宰相政治(ministeriat)と呼ばれる体制で)果たした役割が絶対的に重要だったということである。第3は、三十年戦争の勃発によって初めて、「非常事態統治」を執行権力優位の統治システム、つまりまさに「戦時下の非常事態統治」と呼ばれるシステムへと転換させる状況が生じたということである。第4は、「悪政」批判が「悪しき助言者」だけでなく君主に向けられるほど強まった理由としては、寵臣の存在が決定的であったということである。第5は、王権の篡奪者という寵臣への批判が、暴君に関する新たな見解の根本をなしているということである。新しかったのは、そこに何らかの理論面での新しさを発展させる可能性があったからではない。むしろ抵抗の対象が、異端の君主(臣民に自分の信仰を頑なに押し付けようとする暴君)から、戦争中に寵臣宰相(ministro favorito)によって担われたような絶対権力(potestas absoluta)

という新概念に移ったことが新しかったのである。

結局のところ、いわゆる17世紀ヨーロッパの全般的危機は存在した。というのも危機を構成する多くの様々な反乱が、それぞれ異なった方法で、本質的に圧政的だとみなされた「絶対」王政という広く普及したモデルに抵抗していたからである。こうした新しい王政を率いるのが、一人で絶大な権力を持つ大臣であった。ある一つの亀裂（それは時には単なる薄い断層で、場合によっては真の深い裂け目であった）が君臣関係についての伝統的観念の中に少しずつ入り込んだ〔訳注6〕。バッキンガムに対する「弾劾(impeachment)」はこの意味で決定的に重要なステップであり、ある意味では必然的ですからある。そしてそれが最終的には、ステュアート朝のチャールズ1世の裁判と処刑へとつながるのである。

I. 比較の視座

すでに述べた通り、統治行為において君主の代理を託された寵臣宰相の出現は、明らかに特定の一国の枠を超えてみられた現象である。16世紀末から少なくとも1660年代まで、実際に寵臣宰相のモデルは、部分的な差異はみせながらも、ヨーロッパの主要な君主国のすべてに存在している。こうした観点からとくに徹底的な研究を行なったのがジョン・エリオットである。彼はまずジョゼフ・パーギン⁽²⁾とオレスト・レイヌム⁽³⁾の対旋律を作るようにしてオリバーレスとリシュリユーの政治活動に関する示唆に富んだ比較⁽⁴⁾を行い、のちに細部に至るまで徹底したオリバーレスに関する待望の記念碑的伝記を出版した⁽⁵⁾。さらに近年、ジョン・エリオットはローレンス・ブロックリスとともに、この問題に関する総合的な論文集を編纂した。様々な国の研究者による17もの研究論文を収録したこの本は⁽⁶⁾、寵臣の問題をヨーロッパ規模で再考した野心的な試みであり、比較史的な調査と、狭隘な国民国家的枠組みからの脱出を重視している。ここで、近年において研究と考察の顕著な蓄積がなされてきたテーマの研究状況の整理も行われた。「寵臣の世界」というこの論集の書名そのものが、ある一つのプロジェクトを表している。エリオットも同書の序文で明確に述べているように、それは

寵臣に関する考察を厳密に政治的だけでなく、広義の文化的な側面にまで拡大するというもので、このため同書第3部の全体が、寵臣の表象、すなわち著作物や芸術を通じた寵臣のイメージの形成と伝播にあてられている。

同書第3部の最初に置かれたブレア・ワーデンの論文は、演劇における寵臣の典型的な像を緻密に追ったものである⁽⁷⁾。興味深いのは、パトリック・コリンソンがピューリタンの典型的な諸特徴の「固定化」における演劇の影響を強調しているので、寵臣の研究をすればこれと同じことを言いたくなるとワーデンが述べていることである。寵臣は本質的かつ特有の方法で舞台に刻まれていたために、永続的に集合的想像力に訴えかけるのだ。こうしてマキアヴェッリ的で野心家、本心を隠し権力と栄光に飢えた者という人物像がくっきりと浮かび上がる。このワーデンの章と対をなすのが、いわゆる「陰鬱な(sombre)」世紀の最も偉大な3人の大臣（リシュリユー、オリバーレス、バッキンガム）の絵画表象を扱ったジョナサン・ブラウンの章であろう。ブラウンはそこで、これら大臣たちが身の回りに置くことを望んだ偉大な芸術家たち（ルーベンス、ベラスケス、プッサン）が、その最も重要な作品で使用した洗練された技術、種々の戦略、多様なプロパガンダの形式を説明している⁽⁸⁾。第3部を締めくくるのはアントニオ・フェロスの論考である。そこでフェロスは、イングランド、フランス、スペインの政治文書における寵臣のイメージの解明を試みた。そのさい、寵臣の否定的なイメージだけでなく、その肯定的なイメージの形成にも注意が払われている⁽⁹⁾。寵臣の役割に反発する意見がヨーロッパ中で著しく似通った主題群を発展させた一方で、肯定的な議論の展開の度合いは様々であり、まさにここから国ごとの文脈の違いを押し量ることができる。つまり寵臣の役割に対する肯定的立場はスペインでは16世紀末に強まったものの、それがフランスで確立するのははるかのことであり、イングランドではそもそもそうした余地を見いだすのは大変困難であった。

オレスト・レイヌムの論文は第3部には入っていないが、そこでも寵臣に関連する政治言語の諸側面が検討されている。とくに注目されているのは富の産出と著

積を正当化したり批判したりするのに役立つ政治言語である。レイヌムはそこで、それらの基礎となる様々な鑄型（スペインの決疑論から新ストア派的な社会原理まで）の存在を明らかにしている。レイヌムのように17世紀の寵臣宰相が本質的にタキトゥスの構築物であると言い切ることはある意味危ういかもしれない。しかし次のことは疑いようがない。すなわち、新ストア派の文化的な諸要素が、寵臣宰相固有の考え方や振る舞い方を浸透させてそれを形作るのであり、このようにして、慎重さと大胆さ、偽装と権力欲、慎ましい生活と現世的欲望の奇妙な混合物が生みだされる、ということである⁽¹⁰⁾。

さらに「寵臣宰相の出現」を扱った同書第1部は、きわめて重要な主題に着手している。それは、従来の単なる君主のお気に入りとして、17世紀に特徴的な寵臣宰相を明確に区別することができるのだろうか、その違いとは何だろうか、そしてもし両者を区別することができるとしたら、このような変化はいつ、なぜ生じたのだろうか、といった問題である。ただ全体として第1部所収の諸論文は興味深くまたよくできているものの、これらの問いに答えてくれるとは言い難い。実際この本は、少なくとも第1部においては、比較史の熱意を放棄し、事例研究（様々な点で意義深くはある）の提供に充てられている。なかでも最も明晰なのはイングランドの章であり（イングランドには他よりも多くの章が割かれているが）、フランスの章、とくにスペインの章はその点では及ばない⁽¹¹⁾。ジェイムズ・ボイデンの論文⁽¹²⁾は実際、寵臣政治が浮上する15、16世紀の時代背景を明らかにしようとしているが、根本的な問題は避けている。すでに述べたように、フェリーペ2世の「第二大臣(segundo ministerio)」は、新しい統治様式の準備という根本的な局面を表していると言えるのか、言い換えれば「夜の評議会(junta de noche)」は17世紀的な「非常事態統治」の評議会の原型をなしているのか、すなわち、ディエゴ・デ・エスピノーサ、その後のクリストバル・デ・モウラのような人々の活発な活動のなかに、変化の兆候、つまり権限委譲が拡大する新しい統治様式の台頭の兆候を垣間見ることは可能なのかという問いである。

これらの問いすべての重圧は、結局は全体の序論的な役割を帯びた堂々たる巻

頭論文の執筆者I. A. A. トンプソンにのしかかる。というのもそこでは寵臣宰相が台頭するさいの制度的な背景に焦点があてられているからである⁽¹³⁾。トンプソンの答えは明快である。それは従来 of 王のお気に入りと17世紀の寵臣との間には断絶がある、というものだ。王のお気に入りの場合、他の党派のリーダーに対しては自らの影響力も明確に制限されていたのに対し、寵臣の場合は、政治権力だけでなく、パトロネジの領域もほぼ完全に独占していたというのである。なおこうした違いは、演劇のなかで詳細に記録されている。ブレア・ワーデンが強調したように、1605年のベン・ジョンソンの劇作品『セヤヌスの没落』が注目すべきなのは、そこで王の寵愛を受けた権力者の表象が変化しているためである。つまりそれ以前に描かれていたのが、王の意志を操ろうと互いに競う者たちだったとすれば、ジョンソンの戯曲では、おそらくエセックス伯爵をヒントにしたと思しいただ一人の寵臣による支配が描かれている。

さらにトンプソンが適切に注意を促していることとして見逃し得ないのが、寵臣宰相が制度的なネットワークの外部で活動していたということである。寵臣政治はまさに恩顧関係に基づいた固有の忠誠の紐帯を作り出し、そうした紐帯を明確な政治方針に沿って活性化していたのである。そこで忘れてならないのは、中心と周縁の関係性の変容である。実際に寵臣政治にとって決定的に重要な要素の一つは、宮廷のパトロネジと地方のパトロネジを同じ一つの管理体制の下に置き、政治化することにある。こうして地方社会における権力の社会的変容をもたらす諸要因が活性化されるのである。トンプソンはこのように的確に、17世紀の寵臣をそれ以前の寵臣から明確に区別する必要性を強調している。ただし時にはその違いを強調するあまり、16世紀の恩顧関係が17世紀とは違って「個人的であって組織的ではなく、社会的であって政治的ではない」という危うい断言にまで至るのだが⁽¹⁴⁾。

こうした点を除けば、この論文の一般的な発想は全面的に賛同しうる。すなわち寵臣政治は、制度外の領域の拡大と政治化の進行によって確立する、という発想である。そしてこうした脱制度化と政治化をもたらすのが、多元会議制的な複

雑な機構の管理の必要性和、効率的かつ迅速な意思決定の必要性なのである。トンプソンの考えでは、寵臣政治の本質（そしてその強み）は、それが配分的正義に依拠する役職ではなく、国家理性の要求にこたえる超法規的な任務だということにある。これはとくにスペインの例にあてはまる。他方、イングランドとフランスでは、大臣の権限と、君主の寵愛によって可能になることとの境界線はより明確に維持される傾向があった。ただトンプソンは寵臣政治の成功、そしてその後の消滅の理由の一つが、寵臣宰相と宮廷貴族との関係性に求められることを完全に理解しているものの、そのような諸関係の極端なまでの多様性を記録するにとどまり、様々な文脈のなかで、時代区分を整理しようとはしていない。それは、彼が従来 of 君主のお気に入りと17世紀の寵臣との差異を追求し、その結果、新たな寵臣を改革者であり国家の病を治療しようとしたある種の献策家^{〔訳注7〕}であるとみなしているだけに、より重大に映る。トンプソンはさらにこうも言っている。「制度的に言えば、寵臣は私的官僚制から公的官僚制への、司法的な裁きとしての統治から手段としての統治への、キリスト教国家から国家理性への移行期のはざまに出現するのである⁽¹⁵⁾。」

そこで転換点が問題になる。この転換点は1620年代に、恒常的な戦争の空気が次第に形成されるとともに訪れた。すでに強調したようにこれが原因となって批判の先鋭化が、いやむしろ正真正銘の疑念の嵐が（明らかな侮辱とはならない時期でも）寵臣に集中するのである。問題は、とくにこの寵臣の人物像が被った変化がいまだに然るべく解明されていないということである。すなわち、寵臣が貴族階級の代表者と目され、貴族にとってもその政治参加や支配の道具だと見なされていた時点から、社会的ヒエラルヒーから独立し、むしろそれをかき乱したり再編成したりするような、政治領域の仮借なき自律性の象徴へと至る変化である。寵臣の強大な権力は要するに、いまや前代未聞の危険な様相を呈しているのであり、それが寵臣のイメージを悪い方向へと根本的に変えてしまう。以前の貴族的・宮廷的な環境において、寵臣とは、政治の世界からの相対的な隔離を和らげてくれる、そしてうまくいけばその隔離を完全に撤廃してくれるトロイの木馬

であった。それがいまや目に映るのは、かなり異なった装いに身を包んだ様相である。つまり絶対的な政治の支柱、前代未聞で正当性なき権力の体現者、確かな政治的・社会的秩序の破壊者という装いである。仮面が落ちるとそこに垣間見えるのは、恐ろしくまた憎むべき暴君の相貌であった⁽¹⁶⁾。

II. 暴君の相貌

1620年代をもってヨーロッパの短い平和は突如、新たな戦争の空気にかき消された。スペインが、ネーデルラントの反乱者との12年にわたる休戦協定の期限切れを通告したからである。のちに三十年戦争と呼ばれることになる事態によって生じたこの国際情勢⁽¹⁷⁾こそ、執行権優位下における非常事態統治の十全たる発展にとって不可欠な環境となった。すなわち正真正銘の戦時体制の発生である。要するにこの国際情勢の下で、財政及びそれに関連する諸問題、例えば兵士の宿営等がますます重要になった。ペニャランダ伯爵が後年、ミュンスター講和会議にスペイン代表として参加したさいに苦々しく述べたように、戦争遂行には軍隊が必要であり、軍隊には給与を支払わなければいけないのである。ここからさらなる多大な課税が急遽必要となり、その結果不満が広がり、反乱が起きる。

このような見方は何度も歴史家たちによって繰り返されてきだが、実のところ、状況の新しさは税が増えたことそのものではなく、課税を要する理由にこそあった。戦争そのものは民衆反乱の原因ではない。ましてや戦争そのものが、必然的に支配階級の支持を失わせるというわけではない。ただこうした非常事態に釣り合う臨時支出のみが正当化され、伝統的な政治理論の厳しい制約を乗り越えることができたのである。というのも伝統的な政治理論によれば、差し迫る危機的状況（例えば外敵の侵略など）においてのみ、王国の議会の同意なしに君主が軍隊を用意し強制的に課税をすることができるとされていたからである⁽¹⁸⁾。よく知られているように、非常事態に対するこうした考え方が「軍隊統合計画」というオリバーレスのプランへとつながっていく。とはいえ、ここにあるのは何よりも、執行権という新しい側面が軍事領域で生じ、膨張して、真の政治規範へと転換し

ていくという一つのプロセスなのである。そしてこの変化がのちに大きな重要性を帯びることになる。

この執行権の側面は、何よりもまず軍事指揮系統の管理統制を通して強化された。首席大臣の党派による軍上層部の直接統制という傾向の普及は、このよう考えれば理解することができる。例えばオリバーレスは当然、経験豊富な指揮官の不足、きわめて嘆かわしい「統率者の不在(*falta de cabezas*)」を苦々しく思っではいた。けれども彼がモンテレイやメディーナ・デ・ラス・トーレスを司令官に任命したのは、純粹に技術的な動機によるものでも能力主義的な原理によるものでもなかった。軍事の領域は実のところ、いくつもの明白な理由によって財政の領域と密接に結びついており、この財政という部分を通じて、より広い政治的文脈ともつながっていたのである。信頼できるかどうかという点こそ、他の君主のお気に入りの大臣と同様、統治に関わる様々な選択をするさいにオリバーレスを導いていた原理だった。そして結局のところ決定打となったのは、またもや財政なのである。それゆえ当然ながら、まさにこの財政の領域において、執行権の論理に従属する非常事態統治の実践がその存在感を増すのであり、法の網の目をくぐったり回避したりしうる可能性（大抵それが許可される）も高くなるのである。モンテレイとメディーナ・デ・ラス・トーレスという2人の公爵が同時に広く「2人の泥棒」とよばれていたという事実は、強大な権力の拡大がいかなる影響をもたらしたのかをよく物語っている。

執行権という国王政府の新たな側面の出現に対し、伝統的基準に依拠して頑強に異議を唱える考え方が急速に広がった。それは政治闘争の変容と密接に関係している。王の如き一人の大臣に導かれる統治は、言うなれば、君主主権を正当化する聖なるオーラからは離れる傾向にあり、そのためますます批判という篩にかけられる。当時の多くの史料をみてもわかるように⁽¹⁹⁾、こうした状況によって、君主が宰相の政治と過度に同一視され、公の議論に巻き込まれてしまう危険性があった。かつてならば君主はこのような形で標的にされることはなかった。だがこれこそ、1648年、パリの最高諸法院の連合による前代未聞の要求で起こった

ことであった。その要求は、最高諸法院が王令の吟味だけでなく、内外の政治に関わる政府の基本的な決定をも審理し、同意（あるいは却下）も行うというものだった。先に述べたように〔訳註8〕、17世紀半ばのフランスで暴政や専制政治について語るときには、リシュリユーにより作られ、マザランにより発展させられた統治実践の総体が言及されていたが、1648年5月13日のパリ最高諸法院による「連合裁定」に続く「サン＝ルイの間の宣言」を見れば、その簡単な全体像を掴むことができるだろう。「サン＝ルイの間の宣言」の27カ条においては、非常事態統治の実践は実際に十分に認識されており、そのためそれは非合法的であると明言されている。さらに地方監察官の廃止、臨時任命官職の廃止、特任官僚の派遣停止、支持者への国王収益の配分の中止、「機密」費支出の調査、独占特許状の廃止、特別評議会の解散、といった王国改革が提案された。加えて、宣言によると、裁判官からは裁判権を奪うこともそれを譲渡することもできなかった。とくに國務諮問会議は、官職保有者に国王封印状を出したりその地位や給与を修正したりするといったことはもはや許されず、また被逮捕者は、24時間以内に本来のそれぞれの裁判官に引き渡されることとされた⁽²⁰⁾。

一つの仮説として、こうした動きは、少なくとも部分的には、伝染性の強いイングランドの事例の影響であると考えられる⁽²¹⁾。しかし「サン＝ルイの間の宣言」を用いて明らかにされるべきなのはむしろ、そこで17世紀の反乱の提起した主題が繰り返されているということである。そしてその一つが、君主制的統治の新たな諸実践の全体に対する反感なのである。フランスではこれらの諸実践はリシュリユーに帰されているが、おそらくスペインの事例の模倣を通じてイングランドでもすでに知られ、取り入れられていた。結局のところ、「非常事態統治」(これは様々な国で見出しうる)への異議申し立てという主題にいかにも多くの類似点があっても、それを長々と列挙する必要はない。ただこの非難轟々たる絶対的な統治実践が、当時広く普及していたことを指摘すればそれで充分である。確かにそれは一貫性をもったシステムとして発展し、ヨーロッパのほとんどの君主国で模倣され、適用されていたのだった。

III. バッキンガムの事例

このようにヨーロッパ中で、戦時下の非常事態統治の実践に対する抵抗は増大していた。1620年代イングランドの庶民院の態度の変化は、こうした展開全体のなかの一つの典型的な事例として浮かび上がってくる。この問題に取り組むにあたっては、イングランドの歴史学に古くからある一つの困難を克服しなければならない。すなわち、イングランドに特徴的な島国意識を克服することである。それは、端的に例外主義と言うこともできる。それは国民国家形成における特別な、または異例性を帯びた特徴を強調したがるヨーロッパの歴史学にも共通の病であり、島国意識はそのイングランド的形態と言うことができる。20年来、政治的自由に向けて進むイングランドの比類なき孤独な道、という今ではほとんど説得力をもたない見解を改めるべく、いわゆる修正主義的なアプローチに依拠して膨大な努力がなされてきた。ただ近年の歴史学の努力にもかかわらず、ヨーロッパ規模の比較に開かれたより広い観点はいまだ取り入れられていない。当然ながら、ステュアート朝のジェームズ1世とチャールズ1世の下での政治的逆境における、バッキンガムの活躍ぶりとその役割については、幅広い考察がなされている。しかし、他のヨーロッパ諸国の経験との比較はきわめて少なく、とくにこの問題が研究テーマとして適切に設定されることはほぼ皆無である。

こうした抵抗は容易に理解可能である。実際、伝統的なホイッグ史観にとって、バッキンガムは宮廷をもっともよく代表する人物である。彼はある意味では宮廷の紛うことなき悪徳の象徴であり、それは地方の徳とは真逆であると考えられていた。他方、コンラッド・ラッセルは1620年代の議会に関する影響力のある著作（『議会とイングランド政治——1621-29』）で、バッキンガムのパトロネジが宮廷人にも議員にも同じように広がっていたこと、さらにはそれが宮廷嫌いの社会的・精神的世界を代表するとされた人々にまで及んでいたことを明らかにしようとした⁽²²⁾。さらに、1640年代の庶民院の「革命的な」指導者たちが、当時バッキンガム公爵の庇護下にあったことを示そうとした。こうしてラッセルは

(それは同書の巻末の補遺を見れば明白だが)、以前バッキンガムの庇護下にあったかどうかということと、のちの内戦勃発のさいにどのような立場を選択するかとの間には、なんら明白な関係性はなかったと結論づけている。そして最終的に、1620年代の対立は矮小化され、その時期は本質的に合意の時代として描かれた。合意をかき乱すものがあるとすれば、それは個人レベルの衝突か、イングランドにとって不意の出来事とも言える国際的な政治・宗教的状况による必要性和刺激であった、というのである。このような観点からすれば、1621年以降のおよそ10年間の議会は、将来起こる反乱の揺り籠ではなく、合意形成のための場所、ラッセル自身の言葉を使えば「交渉に適した場所」とみなされるべきなのである⁽²³⁾。

ロジャー・ロキアーのバッキンガムの伝記も同じ傾向にある⁽²⁴⁾。彼の意図には修正主義的などころがあるが、それが目指しているのは、歴史に刻印された「記憶の破壊(damnatio memoriae)」からヴィリアーズの名誉を救い出し、寵臣であり國務大臣であったバッキンガム公爵のより肯定的なイメージを取り戻すことのようにである。要するに、彼によればバッキンガムは第一に同時代人から、のちには歴史家から根本的に誤解された人物だった。当時の多くのイングランド人のように、彼も、宗教においても公共の事柄の管理行政においても、改変(イノベーション)を望んではいなかった。しかし、とりわけ当時のイングランドは新たな戦争の勃発と、絶望的なまでの国家財政の枯渇に対処する準備がまったくできておらず、そのためバッキンガムは「強制借入」のような激しい議論を呼ぶ行動を取らざるをえなかったのである。

しかしながらどうであろう。問題はバッキンガムの糾弾か名誉回復かではなく、なぜイングランド議会、とりわけ庶民院が自らの政治的態度を変え、1620年代を通じて政府の政策に対する意義申し立ての中心となっていくのか、ということではないだろうか。これはまさに、最も古典的な自由主義的解釈に立った1924年の有名なウォレス・ノートステインの論文「庶民院による主導権の獲得」が提起したテーマである⁽²⁵⁾。ノートステインも強調するように、議会に対抗勢力

が存在すること自体が完全に目新しいわけではない。例えば、エリザベス時代には、イングランド教会でプロテスタント的な宗教上の改革を推し進めようとする活発な少数派の存在が目立っていた。またバーリー卿のような影響力のある宮廷人は、ときに女王陛下がある種の行動を取らざるを得なくなるように議会の雰囲気操作することができ、このようにして女王がたいいやりたがらないような行動を強いた。しかし1620年代には異なった状況に突入する。ノートステインによると、それは議会の舞台からの顧問官たちの退場、すなわち最も有力な宮廷人たちのヘゲモニーが、ある意味失なわれたことに起因する。そしてまさにこうした事態に並行するように、庶民院の主導者はその政治的な能力を増大させ、さらには政治の主導権を握り、議会の性質を攻撃的なものへと変えていったのである。さて、ノートステインの提起した全体像は、このように説得的ではある。しかし残念ながら、これは説明というよりも事実の記述にとどまっている。ノートステインの論文では、なぜこの時期に庶民院の新たな指導層が形成されたのか、そして何よりもいったいなぜ、議会在政府の政策への異議申し立ての要として振舞い始めたのか、ということがまったく明らかにされないからである。

以上見たように、ノートステインのアプローチは1620年代の議会の動態を理解する助けにあまりならないのだが、先述の修正主義的な発想にも問題がある。修正主義的な発想によれば1620年代はあくまでも恭順を旨とする合意の時代である。この発想は、この時代をかき乱したのは個人間の些細な諍いや、いかなる方策によっても対処不能な戦費の増大だけだったのだという見方に固執し、その虜になってしまっているのである。これはこれで、実際に起こった出来事を説明するのに最適とは言えない。

むしろ有益なのは、イングランド政治の構造変革におけるバッキンガムの果たした役割の再検討を通じて、この決定的な時代を改めて考察し直すことではないだろうか。そのさい、当然ながらいくつかの段階に分けて議論することが必要である。第1の時期は、若きジョージ・ヴィリアーズが、ジェイムズ1世の気晴らしのためにその私室に導き入れられたときである。それは当時王の寵愛を受けて

いたロバート・カーの影響力を削ぐためであった。そこで彼はただちに、明らかな政治的資質を人々に見せつける。例えば有力家門ハワード家の脱主流化⁽²⁶⁾、パトロネジの入念な管理、大量の官職の蓄積⁽²⁷⁾などを思い起こせばよい。その時期は、まさにバッキンガムのキャリアにおいて流星のごときと形容された段階である。いずれにしろ、彼はすでに、第二代アランデル伯爵トマス・ハワードの党派や、第四代ペンブルック伯爵（1630年から）フィリップ・ハーバートの党派のような、歴史の由緒正しい宮廷貴族のグループの反発を招くほどになっていた。

そして第2の時期へと移る。この時期にはイングランドの政治に対するバッキンガムの影響力の増大を前に、議会での大規模な攻撃によって彼の信頼性を減じたり壊したりする試みが見られた。ペンブルックをはじめとする人々は、ジェームズ1世に対するこの寵臣の強い影響力をみて、1621年の議会で自らの支配的な力の行使をためらわなかった。彼らはこのようにして、議会对する政府の行動に対する広範な抵抗に導こうとした。その狙いは「弾劾」手続きの復活も通して公爵の取り巻きに打撃を与えることにあった。実際、権力の座に留まり続けるバッキンガムの能力は、ある具体的な危険性を見せていた。政治におけるこの種のまばゆい彗星は短命だと思われていたが、実はそれは一時的な流星などではなくイングランドの政治という天球にしかと結び付けられた恒星かもしれないのだ。それはまさにバッキンガムの相談役フランシス・ベーコンの有名な助言において予言されていたことでもあった⁽²⁸⁾。1621年の議会在が攻撃の核心に据えたのは、政府の政策がもたらした商業上の損失である。それは、特許状の違法販売、収賄、恩顧関係にある人々のための専売権の利用などを通して引き起こされた。この種の非難は、実のところ同時期のヨーロッパ各国の世論にはお馴染みの主題であったが、イングランド議会によるこのような批判には、特別な政治的な目標があった。それはジェームズ1世に圧力をかけ、王自身がバッキンガムから自由になるように導くことである。しかし実際には、その結果、単に政府の行動への前例のないほどの批判の高まりと、官僚に対する糾弾が生じただけだった。そうして不運にも糾弾された一人が、公爵のかの助言者フランシス・ベーコンである。いずれにせ

よ、それでも、バッキンガムに対する王の信頼が傷つけられることはなかった。

ともかくも、1620年代を通じて、戦争の勃発およびそれに続くイデオロギー的・宗教的分裂によって、新たな変化が生じつつあった。イングランドの政治に対するバッキンガムの影響力の第3の時期は、そのときに形を見せる。この時期になってバッキンガムは君主の正真正銘の代役として振る舞うようになるからである。彼は宮廷や政府の多くの役職を兼任し⁽²⁹⁾、権威主義的かつ決定的に、国内外の政治のあらゆる最重要の課題に関与していった。この段階になると、バッキンガムを他の同時代の寵臣から区別する彼独自の特徴が定まってくる。君主交代後も権力の座にとどまり続けるという彼の際立った能力については、すでに指摘した通りである。さてまさにこの段階以降、議会を場にした新たなベンブルックの攻撃が（今回はより一層無慈悲かつ直接的に）開始される。それは庶民院に公爵本人に対する「弾劾」の手続きを行わせるというものであった。このようにしてバッキンガムに対する弾劾が宣言されたのだったが、示唆的なのは、そこでまばゆい流星、つまり星々の通常の軌道から逸脱した奇跡の彗星のイメージが再び喚起されたことである。それはバッキンガムその人の常軌を逸した動きのためでもあり、その奇跡的な輝きのためでもある。つまるところ、彼は安定した星々の天球をかき乱してしまう、一個の悩ましい出来事であった⁽³⁰⁾。

さらにこの時期の重要な特徴は、世論のなかで、2つの対立の場、2つの衝突の領域の結節点が作られたことである。この2つは互いに異なりつつも関連しており、何らかのかたちでバッキンガムと関係している。1つ目は、宗教上の改変の問題である。公爵は自らの（そして両親の）アルミニウス主義への人目も憚らぬ信仰ゆえに、有名な「ヨークハウス会議」ののち、直接この問題に巻き込まれることになった。2つ目は統治制度の革新の問題である。この問題について思い起こすべきは、ヴィリアーズが英国艦隊の海軍提督に任命されていたことであろう。そのため彼は、結局は失敗に終わった海洋遠征を指揮したのだったし、兵士の宿営強制のような忌み嫌われた慣行の責任者も務めた。かたやそれと同じ時期に、財政の監督者にして首席大臣として、反発を尻目に徴税を導入し、強制借入

を推進した。さらに、政敵（しばしばそこに議員も含まれた）を違法に投獄することもあった。このようにバッキンガムは、ほとんど気づかれぬまま、だがヨーロッパ大陸を覆うように広がっていた方法を同じように用いることで、パトロネジを支配して政治に大きな影響力をもつ寵臣による政治から、真の新しい統治様式へと移行した。この新しい統治を率いたのが、「もう一人の王（alter rex）」、すなわち責任を負うことのない（つまりは人民に責任を負わない）、かといって王でもない一人の人間だった。

バッキンガムとその権力構造に対する長いゲリラ戦は、1620年代のイングランドの政治変革における核心的な出来事である。それはいかなる犠牲を払ってでも宰相をかばうというチャールズ1世の決断も同様である。バッキンガムの政治上の役割を王が何ゆえ頑なに擁護するのか、その理由を、ある同時代の文書は以下のように簡潔にまとめている。「もし彼が倒れたら、それが原因となって、王国は解体するだろう。というのも、もし彼らが勝ってしまったら、その他の無数の要求を持ちだして王を弄ぶはずだからである。こうして彼らは王に顧問官、奉公人、協力関係、浪費の制限、歳入の決算報告などを押しつけるだろう」⁽³¹⁾。

しかし最終的に、バッキンガムの敵方の頭目であったペンブルックは、争いから身を引くのが賢明だと判断することになる。いかに議会で騒ぎ立てても、公爵に対するチャールズ1世の信頼は揺らぎそうになく、また自らの政治的地位がさらに弱められるよりも、婚姻関係を通じてヴィリアーズと同盟を結ぶ方がよいと考えたからである。しかし共にバッキンガムとの対立に加わっていた庶民院議員たちは違っていた。彼らは、バッキンガムを正真正銘の暴君だと言い立て、暴君への抵抗という筋書きを長い年月をかけて作り上げ、そしてそれにともない、バッキンガムからの敵意を向けられてきた。このため、ペンブルックとは異なった考えを抱いた。彼らの以前の保護者でありかつての政治的な指針であったペンブルックは、自らの旧来の敵と同盟を結ぶこともできた。けれども彼の被保護者と同盟者は、長引く一連の議会闘争で鍛えられており、ペンブルックと同じように撤退することはできず、また彼のように今がその時期だと確信していたわけで

もなかった。1620年代の議会での衝突が断続的に続くなかで、実のところ彼らは議会の政治や行動に対して別の見方を学んだ。したがって「権利の請願」が年代的にまた概念的に、公爵に対する「大抗議文」と関連しているとしたら、それは偶然ではないのである〔訳注9〕。

IV. 結論——リヴァイアサンの死

これらすべての理由からして、バッキンガム公を殺したフェルトンを、宗教的信念に駆り立てられた16世紀の暗殺者たちの単なる複製とみなすのは誤りである⁽³²⁾。もちろんフェルトンは公爵を批判する説教を聞いたのかもしれないが、同時に、彼がエグリシャムのパンフレット⁽³³⁾（ここでは公爵のせいでジェイムズ1世が死んだと非難されている）のことを知っており、1628年の議会の「抗議文」の写しを読んで（さらにそれを帽子のなかに隠し持って）いたとしても不思議ではない。フェルトンが群衆で溢れかえるロンドンの通りを通過してロンドン塔に連行されたとき、年老いたキングストン夫人は彼を喝采して、非常に興味深いある言葉を投げかけた。「小さきダビデに神のご加護を」⁽³⁴⁾。ここで再び投石器（フロンド）の観念が用いられていることに注目されたい。投石器は、今まさに自らの足で立ち上がった巨大な怪物、すなわち、寵臣に導かれる新たな国家たるリヴァイアサンを打ち倒すのだ。これこそ、パリの民衆が「フロンド(frondeurs)」という呼び名を受け容れる元となった観念であった〔訳注10〕。つまり彼らにとってフロンドとは、一般に言われているように、子供の行う危険な遊びに加わる、分別を欠いた者たちではなく、ダビデのように、民衆を脅す敵である忌まわしい巨人と戦う人々という意味なのである⁽³⁵⁾。

さらに1642年、つまり内戦の始まった時点では、多くの面で、王の信念や行動を悪しき顧問官たちから区別する試みがなされていた。例えば、ここに一つのパンフレット形式の誹謗文書がある。これはイングランドの状況を他のヨーロッパ諸国の状況と比較することで、比喩的に、伝染病、被害の大きな火事、飢饉として語られた悲惨な事態がなぜ起こったのかを突き止めようとしたものである。

比較の対象としてとくに取り上げられているのは、カタルーニャとアイルランドの分離であった。このパンフレットによれば、カタルーニャの分離の原因は、王ではないにしろ少なくとも王の大臣たちによる暴政にあったし、イングランドで起こったのは、「民衆が自らの生命、法、自由を、王の悪しき大臣たちの略奪から決然と守ろうとした」ことである。これらの大臣たちのせいで、「善良で慈悲深き王（good and gracious Kings）」⁽³⁶⁾の法が、しばしば臣民にとって厭わしいものになってしまうのだ。さらにジョン・ピムはこの同じ年に、こうした悪しき顧問官たちを、国家を脅かす最も有害な危険人物とみなしている⁽³⁷⁾。その時にはもう、王権と、政府とが分けて考えられるようになっていた。それは弾劾の手続きや議会の他の批判活動によって育まれたもので、チャールズ1世の大臣（ストラフォード伯爵とロード大主教）に対する攻撃において利用された。こうした考え方の定着によって、国王の政治に対する公然とした批判が許容され、議会と国民に対して政府は責任を有するという考えが生じるようになった。

注

- (1) J. Rushworth, *Historical collections*, dall'ed, London 1659, p. 637.
- (2) J. Bergin, *Cardinal Richelieu: power and the Pursuit of Wealth* (London: Yale University Press, 1985).
- (3) O. Ranum, *Richelieu and the Councillors of Louis XIII* (Oxford: Clarendon Press, 1963).
- (4) J. H. Elliott, tr. by G. Mainardi, *Richelieu e Olivares* (Torino: Einaudi, 1990). 原著の初版は1984年。[邦訳は、J. H. エリオット（著）、藤田一成（訳）『リシュリユーとオリバーレス』（岩波書店、1988年）。]
- (5) J. H. Elliott, tr. by P. Moretti, *Il miraggio dell'impero, Olivares e la Spagna dall'apogeo al declino* (Rome: Salerno, 1991). 原著の初版は1986年。
- (6) J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *The World of the Favourite* (New Haven and London: Yale University Press, 1999). この論文集は、1996年にオックスフォード大学のモードリン・カレッジで開かれた国際シンポジウムから生まれた。
- (7) B. Worden, "Favourites on the English Stage", in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp. 159-183.
- (8) J. Brown, "«Peut-on assez louer cet excellent ministre?». Imagery of the favourite in England, France and Spain", in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp.

- 223-238.
- (9) A. Feros, "Images of Evil, Images of Kings: the Contrasting Faces of the Royal favourite and the Prime Minister in Early Modern political Literature, c. 1580- c. 1650", in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp. 205-222.
- (10) 以下の古典的研究の参照が不可欠である。G. Oestreich, *Neostoicism and the early modern state* (Cambridge: Cambridge University Press, 1982).
- (11) コンチーニの事例はデュボにより分析されているが、それは実のところ過度に限定されているように見える。J-F. Dubost, "Between Mignons and Prime Ministers: Concini 1610-1617", in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp. 71-80.
- (12) J. M. Boyden, "«Fortune Has Stripped You of Your Splendour»: Favourites and their in Fifteenth- and Sixteenth-Century Spain", in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp. 26-37. ボイデンはレイ・ゴメスの伝記の著者でもある。J. M. Boyden, *The Courtier and the king. Ruy Gómez de Silva, Philip II and the Court of Spain* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1995).これについてはcf. F. Benigno, "Politica e fazioni", *Storica*, 3, (1995), pp. 125-134.
- (13) I. A. A. Thompson, *The Institutional Background to the Rise of the Minister-Favourite*, in J. H. Elliott and L. W. B. Brockliss (eds.), *op. cit.*, pp. 13-25.
- (14) *Ibid.*, p. 21.
- (15) *Ibid.*, p. 23.
- (16) この点で示唆的なのは、バッキンガムの死の翌日、当時の人々が、彼の経験をエリザベス女王の著名で不運な寵臣エセックス伯と比較したり並べて見せたりすることに非常に関心を注いだことである。以下参照、*Of Robert Devereux Earl of Essex and George Villiers Duke of Buckingham*, in I. Walton (ed.), *Reliquiae wottonianae, or a collection of lives, letters, poems with characters of sundry personages*, fourth edition with addition, London 1685, pp. 161-183; *ivi*, afterwards (pp. 184-205) *The difference and disparity between the estates and conditions of George Duke of Buckingham and Robert Earl of Essex*, text written by Clarendon.
- (17) P. Sonnino, *Mazarin's Quest. The Congress of Westphalia and the coming of the Fronde* (Cambridge: Harvard University Press, 2008).
- (18) しかしこれについては第7章参照。
- (19) 第2章を参照。
- (20) Marquis de Saint Aulaire, *Histoire de la Fronde*, Paris, 1827, pp. 358-369参照。
- (21) P. A. Knachel, *England and the Fronde. The impact of the English Civil War and Revolution on France* (Ithaca and New-York: Cornell University Press, 1967), pp. 50-75; J.-M. Goulemot, *Le règne de l'histoire. Discours historiques et révolutions XVII-XVIII siècle* (Paris: Albin Michel, 1996) 2nd edition.
- (22) Conrad Russell, *Parliaments and English politics 1621- 29* (Oxford: Clarendon Press, 1979). とくにpp. 17-36.

- (23) Ibid., p. 36.
- (24) R. Lockyer, *Buckingham, The life and Political Career of George Villiers, First Duke of Buckingham 1592-1628* (London and New York: Longman, 1981).
- (25) この論考のもとになっているのは、1924年に行われた有名な英国学士院のローリー講演である。*Proceedings of the British Academy*, XI (1924-1925), pp. 125-175で見ることが出来る。
- (26) J. Cramsie, *Kingship and crown finance under James VI and I, 1603-25* (Woodbridge and Suffolk: Boydell Press, 2002), pp. 162-186.
- (27) この点一般に関してはH. Ross Williamson, *George Villiers first duke of Buckingham* (London: Duckworth, 1940) 参照。
- (28) ベーコンがバッキンガムに当てた有名な助言的書簡は以下で読むことができる。*Scrinia cecilianae: mysteries of state and government in letters of the famous Lord Burghley*, London 1663, pp. 43-60.
- (29) バッキンガムに対して書かれた数多の風刺文書の一つに、以下のような機知に富んだ想像上の墓碑銘が出てくる。“This little grave embraces / one duke and twentie places”: F. W. Fairholt (ed.), *Poems and song relating to George Villiers, Duke of Buckingham* (London: Percy Society, 1850), p. 63.
- (30) *The fate of the favourites; exemplified in the fall of Villiers duke of Buckingham*, London 1734, p. 40; しかしIbid., p. 30, 公爵を擁護するチャールズ1世の演説を参照。
- (31) この詳細不明の著述家が引用されているのはJ. R. Tanner, *English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century 1603-1689* (Cambridge: Cambridge University Press, 1948), p. 67.
- (32) この件については次の驚くべき文書を参照。O. Lutaud, *Des révolutions d'Angleterre à la Révolution française: le tyranicide & Killing no murder (Cromwell, Athalie, Bonaparte)* (La Haye: Martinus Nijhoff, 1973).
- (33) *The fore runner of revenge Being two petitions the one to the kings most excellent Majesty: the other to the most honourable Houses of Parliament, by George Eglissham doctor of Physick*, London 1642.
- (34) C. Hill, *The English Bible and the Seventeenth-Century Revolution* (London: Allen Lane, 1993), p. 32. 言及はほとんどされないものの興味深いのは、処刑前にフェルトンが牢獄で、極めて象徴的な意味をもつ、アランデル公と公爵夫人からの面会を受けたことである。Fairholt, *Poems ... cit.*, p. XXII 参照。
- (35) F. Benigno, *Specchi della Rivoluzione. Conflitto e identità politica nell'Europa moderna* (Rome: Donzelli, 1999), pp. 128-140.
- (36) *England present distractions paralleled with those of Spain and other forraigne Countries, with some other modest conjectures, at the cause of the said distempers and their likeliest cure*, London 1642, p. 5.
- (37) *A worthy speech spoken in Parliament by mr. Pym concerning evill councillors about his*

Maestie, London 1642.

訳注

- [訳注1] おもに17世紀半ばに、イングランド、フランス、カタルーニャ、南イタリアなどヨーロッパ各地で同時期に大規模な反乱が起こった現象を指す。1954年にホブズボームにより提唱されたのち、とりわけ1950年代、60年代を中心に、その現象に関する解釈や原因の解明が試みられた。その論争の具体的な内容については、トレヴァー・ローバー他（著）、今井宏（編訳）『十七世紀の危機論争』（創文社、1975年）。
- [訳注2] 今回訳出した箇所に行先する第2章でベニーニョが述べるには、17世紀の人々自身が危機の時代を生きていると感じ、「この鉄、血、そして炎の世紀(*ce siècle de fer, de sang et de feu*)」という表現を用いたことを示していた。
- [訳注3] 当時は、既存の国制や宗教の在り方を改めることは、危険で許されないと考えられていた。とりわけ1629年に始まるチャールズ1世による財政、行政、さらに教会への介入は、実際には国王の古来の権利や理念に基づいたものであったものの、「改変（イノベーション）」として批判を呼ぶこととなる。
- [訳注4] フェリーペ4世に仕えたオリバーレス（1587-1645）は、スペインの典型的な寵臣。その政策の基調は中央集権化であるとされており、さまざまな国政改革に着手した政治家で、同時代のリシュリユーにも比される。
- [訳注5] 今回訳出した箇所に行先する第2章で、ベニーニョは、17世紀半ばのフランスでは、非常事態下における寵臣宰相の王国統治が「絶対権力(*puissance absolue*)」と呼ばれたことを指摘している。
- [訳注6] 同2章でベニーニョは、フランスではもはや論争の対象が宗教対立だけではなく、王権の統治のあり方にまで移っていることを示唆し、カントロヴィッチの見いだした王と王国の神聖なる一体性に、亀裂が入ったことを述べている。
- [訳注7] 当時のスペイン帝国の「衰退」に対する解決策を献言した一群の人々のこと。その活動は倫理や宗教から相対的に独立した自律的な政治空間の形成にも寄与した。
- [訳注8] ベニーニョは、フロンド期のマザリナード文書を分析した第2章で、そこでもな非難の対象となったのが王以外の者による圧政であり、その標的となった時期も、リシュリユーの宰相政治以降のことであったとしている。
- [訳注9] 「大抗議文」とは、議会によるチャールズ一世の時代以降の王権の政策に対する1641年の糾弾文書。ただそこでは君主は直接攻撃的とはならず、王と議会の不和の原因は、主教、教皇派、有害な顧問官に求められた。そのさい暗示的にはあるが、回顧的にバッキンガムに対する批判も行われた。
- [訳注10] この投石器（パチンコ）を意味するフロンドから名付けられたのが、ルイ14世の幼少期に宗教戦争に引き続き起こったフランスの内乱、すなわちフロンドの乱（1648-1653）である。その原因となったのが、リシュリユーの中央集権的政策やマザランの不人気、経済危機である。高等法院のフロンド、王族・封建的大貴族のフロンド、民衆のフロンドによって構成される。またベニーニョは、第2章でも「フロンド」とダビデの

観念の関係性について言及している。そこで取り扱われたパンフレットのなかでは、ダビデが巨人ゴリアテとペリシテ人を石の一撃で倒したように、今日のあらゆる暴君も打ち倒さなければならない、もしくは、国家を滅ぼそうとする巨人を打ち破らなければならないなどといった文言も見える。

著者・著作紹介

喜友名 朝輝

本稿は、17世紀ヨーロッパ諸国の寵臣と諸反乱との関係を探求した2011年の著作『寵臣と反乱者』に含まれる第三章の翻訳である。本論文の著者フランチェスコ・ベニーニョは、イタリアのピサ高等師範学校（Scuola Normale Superiore di Pisa）近世史教授である。パレルモ出身の彼はシチリアで初期の研究生活を送ったのち、1994年にテラモ大学の近世史教授となり、2018年に現職に着任した。その間、客員研究員としてケンブリッジ大学、コインブラ大学、ジローナ大学、バルセロナ大学、サンタンデル大学等で研究と講義を行っている。研究対象は近世ヨーロッパ政治史、西地中海の経済社会史⁽¹⁾、歴史研究の方法論⁽²⁾で、特に歴史研究に用いられる概念の歴史や、政治闘争を通じた政治的アイデンティティー形成と、それによる社会集団の構築に焦点を当てて研究している⁽³⁾。ここでは、初めにベニーニョの研究を近年の歴史研究の動向の中に位置づけ、次に著作『寵臣と反乱者』の概要を紹介していくこととする。

イタリア人の歴史家、特に近世史家の中ではカルロ・ギンズブルグとジョヴァンニ・レーヴィが、フランスのアナール学派を通して国際的な脚光を浴びたミクロストリアの開拓者として有名であろう⁽⁴⁾。一方でイタリア国内では、アドリアーノ・プロスペリに代表される近世宗教史・教会史家も重要な地位を占めている⁽⁵⁾。

ただし近世イタリア史研究の動向を探るにあたっては、「スペイン帝国」史との関連にも注意を払わなければならない。例えばイタリアの歴史家ロザリオ・ヴィッラリの仕事はその好例であろう。J. H. エリオット（彼も近世、特に17世紀前半のスペイン史の大家である）も認めるように、ヴィッラリの著書『ナポリ

の反乱』は、17世紀の危機を構成するナポリ反乱の研究としても、スペイン帝国下のナポリの研究としても重要な貢献であった⁽⁶⁾。またベニーニョは近年イゴール＝ミネーオとともにイタリア史研究の「例外主義」の問題を扱った論文集を編んでいるが、その序文で述べているように、いまやスペイン支配下の南イタリアを研究する歴史家の間では、イタリアだけでなくイベリア半島のバルセロナやシマンカスの文書館での調査が必須だとみなされているのである⁽⁷⁾。

ベニーニョの最初の主著がスペインの寵臣に関する著作『王の影——17世紀スペインにおける大臣と政治闘争』⁽⁸⁾であることは、このような文脈で考えることができるだろう。ここで、この著作の主題である大臣が、著作中で「バリードス(validos)」という言葉で言及されることに注意されたい。この語は、17世紀スペインにおいて王の庇護を受け、国政において絶大な権力を振るった大臣を指すもので、このような寵臣政治は「バリミエント(valimiento)」と呼ばれていた。17世紀スペインの寵臣は、スペインの衰退を象徴する存在とみなされ、研究史の中で長らく顧みられてこなかったが、例えばエリオットによるフランスとスペインの寵臣の比較検討⁽⁹⁾等を通して、その重要性が再認識されるようになった。さらに、実際のところこのような寵臣政治は同時代の他の君主国でも行われていたため、現在では、このような「寵臣宰相(minister-favourite)」を比較史的に考察しようという動きが出てきている。ベニーニョの『寵臣と反乱者』もこの潮流の中の一つとあってよいだろう。

とはいえベニーニョは、スペインの寵臣の問題からすぐさまヨーロッパ規模の寵臣の問題にたどり着いたというわけでもない。むしろ『王の影』の後、彼の関心は単なる政治闘争から反乱の問題に移っていく。『革命の鏡——近世ヨーロッパにおける闘争と政治的アイデンティティー』は、「革命」（主に17世紀の諸反乱とフランス革命）に関する国際的な研究動向を丹念に追い、そこで見出した問題を克服するために、政治的アイデンティティーという概念を導入して事例研究を行ったものである。ここで取り上げられる17世紀半ばのナポリとパリの二つの反乱は、ベニーニョによれば、潜在的な対抗的社会集団をあらわにするのでは

なく、むしろ新たなアイデンティティー形成の場となっている⁽¹⁰⁾。この著作の、とりわけ革命及び反乱に関する広範な先行研究の調査と検討は、高い評価を得ている⁽¹¹⁾。今回の『寵臣と反乱者』でベニーニョはまさに、これらの二つのトピック——寵臣と反乱——を、ヨーロッパ規模で統一的に考察しようと試みているわけである。

ただし、さらに二つの重要な論点を指摘しておかなければならない。まず重要なのは近年の、宮廷への関心の高まりである。昨今では、近世国家の「官僚機構」的側面を過度に強調するのではなく、宮廷における派閥闘争や君主のパトロネジといった分析枠組みを重視する研究が増えている。この研究潮流は近世イングランドに関する宮廷研究に始まり、今やスペイン王国の研究においても相当の蓄積を誇っており、それは近世イタリア研究でも（ある程度の独自性を伴いつつも）同様である⁽¹²⁾。この研究の蓄積の中で近世国家のイメージは、ベニーニョ自身の言葉を借りれば、単なる近代の前史としての官僚機構的な「国家＝機械(stato-macchina)」から、貴族や君主の「国家＝宮廷(stato-corte)」へと徐々に移ってきているのである。

さらにアンシアン・レジーム、とりわけ17世紀の政治文化の問題がある。副題でも用いられている用語「バロック政治(Politica barocca)」は、ロザリオ・ヴィツラリが17世紀半ばの諸反乱を理解するための重要な政治文化として、「偽装(dissimulazione)」をめぐって提唱したものである。ベニーニョはこの著作で、ヴィツラリとは見解を異にするものの、この政治文化の問題も扱っている⁽¹³⁾。彼はこのように、寵臣と反乱の問題を、政治闘争という視座から、政治文化に関する問題や近年の宮廷研究に注意を払いつつ検討している。

今回訳出した「寵臣と大臣——バッキンガムの事例」は、この『寵臣と反乱者』の中の1つの章である。同書は全体として3部構成であり、翻訳箇所はその第1部第3章にあたる。それぞれ、第1部では寵臣に対する政治闘争、第2部ではスペイン支配下のイタリアにおける政治の役割、第3部では17世紀中葉のシチリアの反乱が扱われている。同書の構成は以下の通りである。

『寵臣と反乱者』目次

序文 政治の世紀

第1部 寵臣宰相と紛争の諸形態

- 第1章 17世紀スペインにおける権力の形象
- 第2章 宰相政治に対する批判——マザランとフロンドの乱
- 第3章 寵臣と大臣——バッキンガムの事例
- 第4章 寵臣としての甥——教皇のネポティズムを再考する

第2部 スペイン領イタリアにおける政治の舞台

- 第5章 政治変動と社会変容——イタリア貴族のヴィジョン
- 第6章 社会集団と政治的文脈——周縁部における儀礼を再読する
- 第7章 持続すること、抵抗すること——イタリアの諸議会とハプスブルク帝国

第3部 反乱の諸様式——シチリアの事例

- 第8章 蜂起と偽装——1647-1649年のパレルモ
- 第9章 シチリア晩鐘事件の記憶——歴史の政治的利用の一例として
- 第10章 政治闘争とイデオロギー的急進化——1674-1678年のメッシーナ反乱

第1部でベニーニョは、寵臣政治という一つのモデルがヨーロッパ各地に普及していたこと、そして17世紀後半にこのような寵臣政治から王の親政へと回帰した理由を論ずる。とりわけ寵臣をめぐる論争に注目し、そこから「17世紀の全般的危機」と寵臣政治とを関連づけた説明を試みる。特にここでは4つの地域に焦点が当てられている。すなわち第1章では寵臣と対立勢力との政治闘争（スペイン）、第2章ではリシュリューとマザランの統治モデルに対する「高等法院のフロンド」（フランス）、第3章ではバッキンガム公と議会の対立（イングランド）、第4章では教皇庁のネポティズムへの批判（イタリア）である。

ここで重要なのは、寵臣への批判は様々な手段と形式で展開されたものの、それらが戦時下という特別な状況を背景とする寵臣政治に向けられた、という点で共通していることである。彼がこの問題を考えるにあたって用いた史料は、当時の統治モデルに関する論争的色合いの強い政治的著作や、パンフレットである。

ベニーニョはこれらの史料の分析を通して、王の親政への回帰の原因を次のように答える。すなわち、正当な権力を持たないはずの者（寵臣）への、絶対性を志向する権力の移譲は、1640年代に至り巨大でしばしば手におえない政治批判を巻き起こしてしまった、というのが原因なのである。そして何よりも重要なのは、寵臣政治の引き起こした政治的動乱が、ヨーロッパ諸君主国の、古来からの王と王国の神聖なる一体性を崩しかねなかったという点である。それゆえ、17世紀半ばのヨーロッパの危機は、単なる偶然でも、悪天候によるものでも、また君主主権に関する単なる理論的帰結でもなく、極めて政治的な産物なのである、こうベニーニョは結論づけている。

今回の翻訳箇所ではベニーニョは、このような比較史的な視座から、17世紀前半のイングランドの寵臣バッキンガム公の、権力拡大と反乱の関係を考察している。上述の図式を念頭に置くならば、17世紀イングランドの政治危機も、従来のように宮廷の悪徳や宗教対立、国際情勢の偶発的な変遷にだけ帰されるべきではない。むしろイングランドの危機の根源には、他国と同様に、バッキンガム公を中心とした国家の絶対化の過程と、それに対する臣民の反発という極めて政治的な問題があった。そしてその対立は、既に1620年代から始まっていたのである。

第2部は、対象地域をヨーロッパ諸君主国からスペイン支配下のイタリアへと移す。ここで著者は、第1部でみたような王国統治モデルの変化への貴族の抵抗（第5章）や都市の祝祭儀礼（第6章）への新たな解釈の提示、16、17世紀の議会の比較分析と議会の役割の再評価（第7章）を行っている。第3部では著者は、シチリアの2つの反乱（つまり1647-1648年のパレルモ反乱、1674-1678年のメッシーナ反乱）の事例研究にとりくんでいる。ここでは、中央-周縁の関係と派閥調整、非常事態統治下での歴史の利用、社会上層（*élites*）による反乱への暗黙

の承認、そして反乱による急進化と、アイデンティティー形成のプロセスなどに注目し、それらに「バロック期特有の政治様式」⁽¹⁴⁾を見出している。

『寵臣と反乱者』はそれぞれの章が幾分独立的ではあるものの、全体として「政治闘争」という視座から、昨今の研究潮流で重要と目される論点に関して、多様な事例研究を提供している。また、それらは緊密に関係している。特に第3部第10章のメッシーナ反乱に関する論考は、19世紀末にまで遡った研究史の考察にも多くの頁が割かれており、シチリアや「反乱」そのものへの歴史観の変遷も含めた研究史の把握にはとりわけ有益である（この章は実際には『革命の鏡』に含まれるはずのものであった）。

そして今回その一部を訳出した第1部で言えば、その強みはとりわけ、広範囲の地域に関する研究史や研究潮流を把握して問題を整理し、史料となる政治的著作やパンフレットを「政治闘争」という一つの観点から統一的に読み込もうとしている点である。特に、これまで正面から着手されてこなかった教皇庁のネポティズムと寵臣の統治モデルとの関連性の考察は、非常に有意義な試みである。いずれにしろ、失敗や成功という事後的な評価にかかずらうことなく、さらに近代国家形成過程という従来の観点と距離を置き、「寵臣による統治モデル」という視座から地域間の共通性と差異を同定し検討することは、ヨーロッパ全体の歴史を統一的な視座から把握するための重要な試みであろう。

彼は今後、神聖ローマ帝国、スウェーデン、ポルトガルなども含め、寵臣による統治モデルの普及をさらに広いヨーロッパ規模での問題として扱うこと、そして17世紀中葉の諸君主国の危機の原因が、まさにこのモデルにあったことを明らかにしようとしているという。今後、さらに体系的かつ精緻な議論が、17世紀の寵臣と反乱の研究に貢献することが期待される。

今回の翻訳では、宮崎和夫先生、坂下史先生、高澤紀恵先生をはじめとする方々に詳細に訳文を見ていただき、貴重なアドバイスを頂戴した。とくに宮崎先生には、*ministro-favorito*の訳語として「寵臣宰相」をご提案いただいた。那須敬先生には、翻訳の初期の段階から様々な点で相談にのっていただき、全面的に

サポートをしていただいた。そして論文の著者フランチェスコ・ベニーニョ先生には、翻訳・紹介に関わる種々の質問に、迅速かつ丁寧なご対応をしていただいた。この場を借りて深く感謝申し上げたい。

注

- (1) *Ultra pharum: famiglie, commerci e territori nel Meridione moderno* (Rome: Donzelli, 2001).
- (2) *Parole nel tempo: un lessico per pensare la storia* (Rome: Viella, 2013). 西訳、英訳はそれぞれ *Las palabras del tiempo: Un ideario para pensar históricamente* (Madrid: Editorial Cátedra, 2013); *Words in Time: A Plea for Historical Re-thinking* (Routledge, 2017).
- (3) 近現代の組織的犯罪集団の歴史に関する仕事もある。 *La mala setta: alle origini di mafia e camorra 1859-1878* (Turin: Einaudi, 2015); *Terrore e Terrorismo: saggio storico sulla violenza politica* (Turin: Einaudi, 2018). またフランス革命についての仕事もあり、「Violences révolutionnaires」 *Annales Histoire, Sciences sociales*, vol. 71, no. 2, (2016) pp. 319-346. 英訳として “Never the same again: on some recent interpretations of the French revolution”, *Annales Histoire, Sciences sociales (English Edition)*, vol. 71, no. 2, (2016) pp. 189-216. またダニエーレ・ディ・バルトロメオとの共著で *Napoleone deve morire: l'idea di ripetizione storica nella Rivoluzione francese* (Rome: Salerno Editrice, 2020).
- (4) ミクロストリアの手法は、フランチェスカ・トリヴェッラートの画期的研究を通してグローバル・ヒストリーでも重要性が確認されている。彼女によるイタリアのミクロストリアに関する考察は Francesca Trivellato, “Is there a future for Italian Microhistory in the age of Global History?”, *California Italian Studies*, vol. 2, no. 1.
- (5) アドリアーノ・ブロスベリ (著)、大西克典 (訳) 『トレント公会議——その歴史への手引き』 (知泉書館、2017年).
- (6) J. H. Elliott, “Reform and revolution in the early modern mezzogiorno”, *Past & Present*, No. 224 (2014), pp. 283-296. ヴィッラリの研究を含む、17世紀半ばのナポリの反乱に関する、研究史も踏まえた考察は cf. F. Benigno, *Specchi della rivoluzione: Conflitto e identità politica nell'Europa moderna* (Rome: Donzelli, 1999), chap. 4.
- (7) F. Benigno and E. Igor Mineo, “Introduzione: Discutere il canone nazionale”, in F. Benigno and E. Igor Mineo (eds.), *L'Italia come storia: Primato, decadenza, eccezione* (Rome: Viella, 2020), p. 77. ベニーニョの『寵臣と反乱者』の第二部と第三部は、スペイン史に通じた歴史家によるスペイン支配下の近世イタリア研究として好例である。
- (8) F. Benigno, *L'ombra del re: ministri e lotta politica nella Spagna del Seicento* (Venice: Marsilio, 1992). 西訳は *La sombra del rey: validos y lucha política en la España del siglo XVII* (Alianza, 1994).

- (9) J. H. エリオット (著)、藤田一成 (訳) 『リシュリユーとオリバーレス——一七世紀ヨーロッパの抗争』 (岩波書店、1988年)。
- (10) F. Benigno, *Specchi della rivoluzione... op. cit.* 英訳として *Mirrors of revolution: conflict and political identity in early modern Europe* (Turnhout: Brepols, 2010).
- (11) E.g., Charles Tilly, Francesco Benigno. *Specchi della rivoluzione: Conflitto e identità politica nell'Europa moderna.* (Saggi: Storia e scienze sociali.) Rome: Donzelli Editore. 1999. Pp. xviii, 302. L. 38,000, *The American Historical Review*, Vol. 105, no. 3, (2000), pp. 879–880; J. H. Elliott, “The general crisis in retrospect: a debate without end”, in J. H. Elliott, *Europe and the wider world 1500-1800* (New Haven: Yale University Press, 2009), pp. 52-73, 特に pp.52-3.
- (12) 宮廷研究史については差し当たり cf. Benigno, *Favoriti e ribelli ...op. cit.*, pp. 23-26, 103-104, 121-124. イタリア宮廷研究については特に cf. M. A. Visceglia, “Italian historiography on the court: a survey”, in M. Fantoni (ed.), *The court in Europe* (Rome: Bulzoni, 2012), pp. 107-133 (以下でも参照可能 <http://www.enbach.eu/it/content/italian-historiography-courts-survey>) (2020年12月2日確認)。
- (13) R. Villari, *Elogio della dissimulazione* (Rome-Bari: Laterza, 1987), pp. 3-48. 一部がジャン・ピエール・カヴァイエによって仏訳されている。Cf. « Éloge de la dissimulation », *Les Dossiers du Grihl* [Online], 2009, Online since 19 February 2010, <https://journals.openedition.org/dossiersgrihl/3886> (2020年12月2日確認)
- (14) Benigno, *Favoriti e ribelli*, p. 14.